

平成 27 年 5 月 21 日

各市町村長
各農業協同組合代表理事組合長
各森林組合代表理事組合長
各漁業協同組合代表理事組合長
各水産加工業協同組合代表理事組合長
各商工会議所会頭
各商工会会長

} 様

岩手県商工労働観光部産業経済交流課総括課長

岩手県農林水産部流通課総括課長

台湾に輸出する食品に係る産地証明書の発行について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、台湾において、本年 5 月 15 日から、日本産の食品に対する輸入規制が強化され、日本から台湾に輸入するすべての食品については、産地証明書の添付が、本県産の水産物については、放射性物質検査証明書の添付が義務付けされました。

このため、県内における証明書の発行手続きにつきましては、別添のとおり行うとともに、申請に必要な様式等については、下記ホームページに掲載しておりますので、お知らせいたします。

つきましては、管内事業者や組合員、会員等の皆様への周知につきまして、よろしく願いたします。

記

様式等の掲載ページ (岩手県ホームページ <http://www.pref.iwate.jp>)

トップページ ⇒ 産業・雇用 ⇒ 農林水産業一般 ⇒ 農林水産物輸出



【担当】

■ 農産物、畜産物、水産物に関すること

流通課 佐藤、村上 Tel : 019-629-5731

■ 加工食品 (水産加工品等を含む) に関すること

産業経済交流課 西澤、大坊 Tel : 019-629-5574